

(別添)

調査要領

1. 調査対象及び調査票

(1) 市町村（特別区を含む。また指定都市・中核市を含む。以下同じ。）

① 「(1) 法に基づく対応状況調査」ファイルのA票～E票のデータ入力

(2) 都道府県

① 「(1) 法に基づく対応状況調査」ファイルのB票のデータ入力

※ B票（附票含む）は基本的には市町村での入力になりますが、①市町村入力後に「要確認」の状態ですら都道府県に提出された場合、及び②都道府県が通報等の直接受理や独自の権限行使等の対応を行った場合は、都道府県でもB票の入力が必要になります。

② 「(3)【都道府県用】法に基づく対応状況調査集約ファイル」による集約及び同ファイル上での必要事項の入力

2. 調査方法（別送の「(8) 調査フロー図」も参照のこと）

(1) 「(1) 法に基づく対応状況調査」ファイル、「(5) 地域包括、支所集約ファイル」、及び「(10) 様式更新プログラム」（これらの記入要領・使用方法等のPDFファイル含む）

都道府県担当課から管内市町村担当課へ送付し、市町村担当課においてデータ入力した上で都道府県担当課へ提出する。都道府県においてB票入力が必要な場合（①市町村から「要確認」の状態ですら提出された場合、及び②都道府県が通報等の直接受理や独自の権限行使等の対応を行った場合は、都道府県担当課は「(1) 法に基づく対応状況調査」ファイルB票にデータを入力する。

※市町村内でC票を分割して入力する場合は、「(5) 地域包括、支所集約ファイル」によりデータを集約することができます。また、「(10) 様式更新プログラム」を使用すると、市町村が昨年度の調査票様式上で入力した内容を、今年度の調査様式に転記できます。

※今回の調査では、調査票内の一部項目（附B票、C票、D票）の追加・変更を行っております。調査票・記入要領をご確認ください。なお、追加・変更項目のうち、附B票及びC票分は、令和7年9月1日付事務連絡にて周知済みのものです。D票における追加項目は、従来、本調査の付随調査「高齢者虐待防止法に準ずる対応を求められる権利侵害等への対応状況に関する調査」として回答いただいていた内容の一部を組み込んだものです（これに伴い、同付随調査については今年度は実施いたしません）。

(2) 「(3)【都道府県用】法に基づく対応状況調査集約ファイル」

都道府県担当課において管内市町村から提出された「(1) 法に基づく対応状況調査」ファイルを確認・修正の上、「(3)【都道府県用】法に基づく対応状況調査集約ファイル」により集約し（都道府県においてB票入力が必要な場合はB票へのデータ入力後に取込）、併せて同ファイル内「収集【AD票】」シート上部の回答欄及び「都道府県としての体制整備・取り組み」シートに必要な事項を入力し、「6. 提出先」に電子媒体で送付する。

3. 「法に基づく対応状況調査」記入上の留意事項等（PDFファイルとして調査票とともに別送）

(1) 記入要領（必ず内容を確認してください。）

(2) 都道府県における回答及び市町村回答集約の要領

(3) 操作方法（地域包括、支所集約ファイル）

(4) 様式更新プログラムの使用方法

(5) 調査結果の分析・活用方法

(6) 禁止事項（詳細は記入要領参照）

① 「シートの保護」を解除した状態での入力

② ドラッグ&ドロップ

- ③ プルダウンメニューから選択する設問での選択肢以外の回答
- ④ 「回答行を追加・削除したいとき」(p. 40～) 以外の方法による回答行の追加・削除
- ⑤ 個々のワークシート名の変更

4. 「法に基づく対応状況調査」提出上の留意事項等 ※紙媒体での提出は不要です。

(1) A票～E票

○市町村において、「(1) 法に基づく対応状況調査」ファイルの「表紙」シートから始め、必要なデータを入力（市町村内でC票を分割して入力する場合は、「(5) 地域包括、支所集約ファイル」によりデータを集約）し、都道府県に提出してください。なお、回答にあたっては、「(10) 様式更新プログラム」を使用すると、市町村が昨年度の調査票様式上で入力した内容を今年度の調査様式に転記できます。

○都道府県において、当該ファイルを「(3) 【都道府県用】法に基づく対応状況調査集約ファイル」により集約し、ファイル名を都道府県名に変更の上、提出してください。なお「(1) 法に基づく対応状況調査」ファイルには、エラーチェックを設定しておりますので、「表紙」シートに「NG」が表示されていない状態にしてください。

(2) B票、附B票

○B票については基本的には市町村での入力になり、エラーチェックを設定しておりますので、「表紙」シートに「NG」が表示されていない状態にしてください。ただし、市町村が回答不能な項目がある場合は、「要確認」が表示されますが、市町村はそのまま都道府県に提出してください。

○①市町村入力後に市町村から「要確認」の状態でも都道府県に提出された場合、及び②都道府県が通報等の直接受理や独自の権限行使等の対応を行った場合は、都道府県でも入力が必要となりますので、該当する質問項目に必要なデータを入力し、「要確認」の表記をなくしてから集約ファイルに取り込んでください。なお、B票には、被虐待者や虐待者の状況を入力する附B票もありますので、その入力にもご留意ください。

5. 提出期限

令和8年6月26日（金） ※期限厳守

6. 提出先

社会福祉法人東北福祉会 認知症介護研究・研修仙台センター（本調査事業受託団体）

e メール 2026abuse-research@dcnet.gr.jp

7. 別送する電子ファイル

※電子メール添付ならびにCD-R郵送の両方の方法にて、下記のファイルを都道府県宛に送付します。
※上記のほか、5月18日（月）より「調査・照会システム」上で市町村を含め調査票等の配信を行います。

- (1) 法に基づく対応状況調査（エクセルファイル）
- (2) 法に基づく対応状況等に関する調査 記入要領（PDFファイル）
- (3) 【都道府県用】法に基づく対応状況調査集約ファイル（エクセルファイル）
- (4) 都道府県における回答及び市町村回答集約の要領（PDFファイル）
- (5) 地域包括、支所集約ファイル（エクセルファイル）
- (6) 操作方法（地域包括、支所集約ファイル）（PDFファイル）
- (7) 調査結果の分析・活用方法（PDFファイル）
- (8) 調査フロー図（PDFファイル）
- (9) 様式更新プログラムの使用方法（PDFファイル）
- (10) 令和7年度→令和8年度様式更新プログラム（エクセルファイル）

以上